

## 評価基準の判断目安について

### 1 小項目

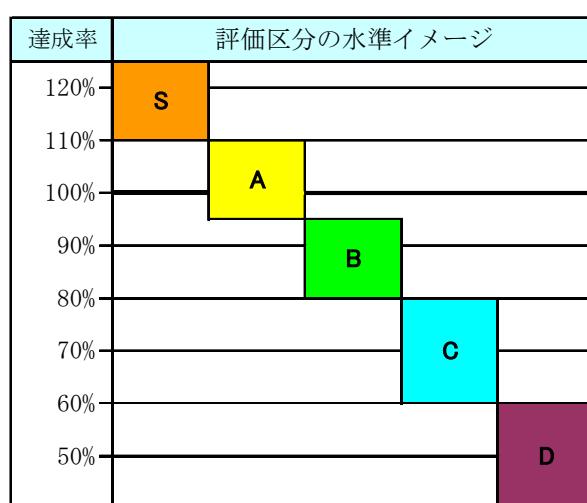
| 区分 |                            | 判断目安等  |
|----|----------------------------|--|
| S  | 年度計画を大幅に上回って達成している。        | <p>年度計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている</li> <li>・実績・成果が卓越した水準にある</li> <li>・県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している</li> <li>・上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている</li> </ul>  |
| A  | 年度計画を達成している。               | 年度計画に記載された事項をほぼ 100% 計画どおり実施している項目   |
| B  | 年度計画を概ね達成している。             | 年度計画に記載された事項を 80% 程度以上計画どおり実施している項目  |
| C  | 年度計画を下回っており改善の余地がある。       | 年度計画に記載された事項を 80% 程度未満しか達成できず（達成度が概ね 60%～80% 未満）、実績・成果が計画を下回っている項目で、D 区分には該当しない項目  |
| D  | 年度計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である。 | <p>年度計画に記載された事項を 60% 程度未満しか達成できず、実績・成果が計画を下回っている項目</p> <p>または次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている</li> <li>・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある</li> <li>・実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている</li> </ul> |

#### <備考>

上記の判断目安等は、あくまで目安であり、実際の各項目の評価にあたっては、事項の進捗状況・成果を、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断する。

※ 右図のイメージ図は、数値目標が定められている場合を例とした評価区分の水準のイメージであり、機械的に評定することを意図するものではない。

※ 数値目標が 100% である場合は、達成率が 100% であっても S 評価とすることがある。



## 2 大項目

大項目中の小項目評価について次のとおり数値化する。

S = 5 A = 4 B = 3 C = 2 D = 1

| 区分 |                                     | 判断目安等               |
|----|-------------------------------------|---------------------|
| S  | 中期計画の達成に向けて特筆すべき優れた進捗状況にある。         | 小項目の平均値が4.5以上       |
| A  | 中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。              | 小項目の平均値が3.5以上～4.5未満 |
| B  | 中期計画の達成に向けて概ね順調な進捗状況にある。            | 小項目の平均値が2.5以上～3.5未満 |
| C  | 中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。             | 小項目の平均値が1.5以上～2.5未満 |
| D  | 中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。 | 小項目の平均値が1.5未満       |

<備考>

上記の判断目安等は、あくまで目安であり、実際の各項目の評価にあたっては、事項の進捗状況・成果を、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断する。

### 【参考】大項目とそれぞれの小項目数

| No | 大項目   | 小項目数 |
|----|---|------|
| 1  | 第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置                 | 28   |
| 2  | 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置               | 3    |
| 3  | 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとするべき措置                    | 3    |
| 4  | 第9 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置                     | 4    |
| 5  | 第11 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとするべき措置 | 2    |